浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、介護予防に資する教室（以下「介護予防教室」という。）を開設する者に対して、その開設に要する費用の一部を補助することにより、質の高い介護予防サービスを提供するための体制整備を支援し、もって高齢者の自立支援、介護予防及び重度化予防の充実を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条　補助の対象となる者は、次に掲げるものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体

（補助対象事業）

第3条　補助の対象となる事業は、介護予防教室を開設する事業とする。

（補助要件）

第4条　補助の対象となる事業要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　医師、保健師、看護師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等の専門職を1名以上配置すること。

⑵　利用料金が無料であること。ただし、飲食費、材料費その他の実費については利用者の負担とすることができる。

⑶　概ね10人以上の利用者が一度に利用しても支障がない程度の広さを有する場所で実施すること。

⑷　1週間に1回以上かつ各回2時間以上実施すること。

⑸　地域包括支援センターと連携を図り、事業実施で得たアウトカム評価を3ヶ月ごとに提出すること。

⑹　介護保険法（平成9年法律第123号）第18条の保険給付又は同法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の支給を受けないものであること。

⑺　他の負担（補助）制度により助成を受けるものでないこと。

（補助金額等）

第5条　補助金の額は、別表に定める補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業1件につき100万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（認定申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ第4条に規定する事業要件について、市長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の開始前1月までに市長に提出しなければならない。

⑴　交付申請予定額算出内訳書（様式第２号）

⑵　事業計画書（様式第３号）

⑶　歳入歳出予算書又は収支見込書（様式第４号）

3　市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金認定通知書（様式第5号）により認定申請者に通知するものとする。

（認定の条件）

第7条　市長は、前条第3項に規定する認定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

⑴　補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によること。

⑵　補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

⑶　補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

⑷　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

⑸　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

⑹　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑺　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

⑻　補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

⑼　補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならないこと（補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。）。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑽　補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

⑾　補助対象事業者が第1号から第10号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

（変更申請手続等）

第8条　補助金の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、前条第2号又は第3号の規定により市長の承認を得ようとする場合は、あらかじめ浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

２　認定者は、前条第5号の規定により市長の承認を得ようとする場合は、あらかじめ浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金財産処分等承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（指示申請）

第9条　認定者が、第7条第4号の規定により市長の指示を求める場合は、浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金指示申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付申請等）

第10条　第6条第3項の規定による認定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１0号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日後30日を経過した日又は補助対象事業を実施した年度の翌年度の４月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

⑴　精算額算出内訳書（様式第11号）

⑵　事業実績報告書（様式第12号）

⑶　歳入歳出決算書又は収支決算書（様式第13号）

（交付決定）

第11条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市介護予防教室開設準備経費等支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（補足）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

（この要綱の執行）

2　この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費は、介護予防教室の開設に際し、開設の日の前後6月の間に要する次に掲げる経費とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 給料 | 開設のために雇用した職員及び開設を主な業務として担当する職員にかかる給料 |
| 職員手当等 | 開設のために雇用した職員及び開設を主な業務として担当する職員にかかる諸手当 |
| 共済費 | 開設のために雇用した職員及び開設を主な業務として担当する職員にかかる社会保険料　等 |
| 需用費 | 事務用品等の物品購入費（文具等の消耗品、パンフレット等の印刷製本費）等 |
| 旅費 | 補助を受けようとする者が旅費の規定を有している場合はその規定によるものとし、有していない場合は浜田市職員等の旅費に関する条例によるものとする |
| 役務費 | 通信料、広告料、各種保険料　等 |
| 備品購入費 | 備品の購入にかかる費用(備品設置に伴う工事請負費を含む。) |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上料、駐車場借上料、機材の借上料　等 |
| 負担金 | 職員研修等の受講料　等 |